

企業版ふるさと納税に係る令和4年度分効果検証について

1. 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生に関する取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

地方公共団体が地域再生計画を作成し、当該地域再生計画事業に対する法人からの寄附について、法人関係税（法人税、法人住民税・法人事業税）が控除されます。

ただし、本社が所在する地方公共団体への寄附や、10万円未満の寄附については制度の対象外となります。

2. 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

本町では、「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を地方版戦略と位置づけ、それに基づく苓北町地域再生計画の認定を受けています。

このため、幅広い施策において企業版ふるさと納税の活用が可能となっています。

3. 令和4年度の寄附状況

令和4年度実績：500,000円

事業名・事業内容	件数	寄附総額
町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業	1件	500,000円
町民の結婚・出産・子育てがしやすい環境を整備するため、「子育て支援医療費助成事業」に活用しました。		

4. 地域再生計画における数値目標の達成状況について

認定計画のKPIの達成状況については、下記のとおりです。

数値目標	目標値 (R6)	実数値 (R4)	達成状況	地方版総合戦略の位置づけ
出生数	51人	27人	未達成	基本目標3

5. 令和4年度の評価

令和4年4月1日から寄附募集を開始し、令和4年度における実績額は50万円となりました。実績額については、他市町村とを比較すると少額という結果になっております。

現状として、寄附額が少額であることにより、充当事業についても一部事業への活用にとどまっていることから、本町の魅力的な事業を県外企業に対して効果的に情報発信等を行い、町内で連携を図りながら、働きかけを強化していく必要があります。

6. 今後の取り組みについて

令和5年度においては、県外企業とのマッチング支援を行う企業へ業務委託を行い、企業とのマッチングを推進しておりますが、令和5年11月末時点でわずか20万円(1件)にとどまっており、寄附については伸び悩んでいる状況です。

今後の方針としましては、県外企業へ魅力的に映る本町の事業・取り組みについて実際に企業を訪問することで説明を行うとともに、県外企業への効果的な情報発信等について、庁内関係部署と情報共有・連携を図りながら、推進体制を強化していく必要があります。

また、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体等へ派遣する人材派遣型の企業版ふるさと納税の活用についても検討を行います。